

令和4年門審第3号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年1月20日15時15分

響灘

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		6.6トン	
全長		16.24メートル	
登録長			7.49メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		423キロワット	88キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及びレーダーを、同部右舷側にGPSプロッター、魚群探知機及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首尾とも1.0メートルの喫水をもって、令和3年1月20日06時30分福岡県柏原漁港の係留地を発し、同漁港北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時00分前示釣り場に到着後、響灘で移動しながら遊漁を行ったのち、15時00分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、Aが22.0ノットの速力で航行すると船首部が浮上し、操舵室右舷側の操縦席に腰掛けた姿勢で前方を見ると、船首左舷方に約20度及び同右舷方に約15度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、15時02分半少し前妙見埼灯台から330度（真方位、以下同じ。）11.1海里の地点で、針路を159度に定めて自動操舵とし、22.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

15時13分a受審人は、妙見埼灯台から322度7.3海里の地点に達したとき、正船首1,350メートルのところに、船首を西方

に向けたBを視認することができ、ほぼ同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、前路を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、15時15分妙見埼灯台から320度6.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷中央部に前方から69度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターを、同部左舷側に魚群探知機を、同室屋根に電子ホーンをそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日09時00分福岡県脇田漁港の係留地を発し、同漁港北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、10時00分前示釣り場に到着後、響灘で移動しながら釣りを行ったのち、13時00分衝突地点付近で、左舷船尾からパラシュート型シーアンカーを投入し、直径約15ミリメートルの合成繊維製引索を約20メートル伸出して左舷船尾のクリートに止めて機関を停止し、船首を西方に向け、漂泊して左舷船尾甲板で釣りを始めた。

15時13分b受審人は、衝突地点で、船首が270度を向き、漂泊しながら釣りを行っていたとき、右舷船首69度1,350メート

ルのところに、南下するAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣りをを行うことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行うことも、更に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷等を生じたが、のち修理され、Bは、操舵室を全壊して沈没し、のち廃船処理され、b受審人が、左後頭部打撲傷等を負った。

(航法の適用)

本件は、響灘において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法の適用海域ではないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、響灘において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことよって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、響灘において、柏原漁港の係留地に向けて帰航する場合、

船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせたうえ、Bを廃船とさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、響灘において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りをを行うことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船と衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせたうえ、Bを廃船とさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月27日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也